

一般社団法人日本毒性病理学会
会費及び会費納入に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）定款第7及び8条に基づき、会費及びその納入に関する事項を定める。

(会費)

第2条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は納入の義務を負わない。

2 年会費の額は、下記とする。

一般会員	10,000 円
一般会員（専門家資格保持者）	15,000 円
一般会員（評議員）	17,000 円
一般会員（評議員/専門家資格保持者）	17,000 円
名誉会員（評議員/専門家資格保持者）	免除
功労会員（評議員/専門家資格保持者）	10,000 円
学生会員	5,000 円
賛助会員（1口）	50,000 円

3 新規入会者は、入会の時期に関わらず、年会費を納入しなければならない。

(会費の納入方法)

第3条 会費の納入は、本会が指定する方法によるものとする。

(会費の納入時期)

第4条 会費は、毎年11月30日までに翌事業年度分の会費の納入を行うものとする。

(年会費滞納の場合の会員資格喪失)

第5条 年会費の支払い義務を2年以上履行しない会員は本会の資格を喪失するが、その手続きは別に会費滞納に伴う会員資格喪失要領として定める。

(会費が変更となる者)

第6条 会員が認定毒性病理学専門家資格取得や評議員への就任など、会員種別の変更により、会計年度内に会費の変更が生じる場合は、会費は、当該年度には変更せず、次年度から変更する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、本会設立の日より施行する。

2. 上述の一般会員、名誉会員、功労会員、学生会員、賛助会員、評議員並びに毒性病理学専門家資格保持者は、本会の前身組織である日本毒性病理学会における会員を継承するものとする。